コスモスひろば

行政書士の徽章(バッジ)はコスモス、ラテン語で「秩序ある宇宙」です。あなたの暮らしを支える、行政書士は頼れる街の法律家です。

今年7月10日より法務局で 自筆証書遺言の保管制度スタート!

平成 30 年 7 月に、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(いわゆる遺言書保管法)が成立し、今年7 月 10 日から施行されることをご存知ですか?

これまでは、自筆証書遺言等は自宅で保管されることが多く、 ① 遺言書の紛失・亡失、 ② 相続人による遺言書の廃棄・隠匿・改ざん、 ③ ①②による相続をめぐる紛争発生、等の問題点が指摘されていました。このため、自筆証書遺言の保管を法務局に申しさることができる「保管制度」が導入ることになったのです。法務局での保管による利点として、全国一律の

サービスの提供、やプライバシーの確保、相続登記の促進、等があげられますが、なんといっても大きなものは、 法務局に保管された自筆証書遺言は遺言者死亡後の家庭裁判所での検認を省略できるということです。これにより、相続手続きの円滑化が図られます。

自筆証書遺言保管の申請にあたり、 遺言者は法務局に出向き、本人確認を 受けます。また遺言書は定められた様 式に従ったものでなければなりませ ん。さらに、これらの手数料は、現時 点では未定ですが、今後政令で定めら れることになっています。

でも、書いてしまった後にいろいろ



事情が変わったらどうするの? 心配 はいりません。遺言者は保管申請後に 遺言書の閲覧ができますし、いつでも 手数料を支払って遺言書の保管を撤回 することもできます。

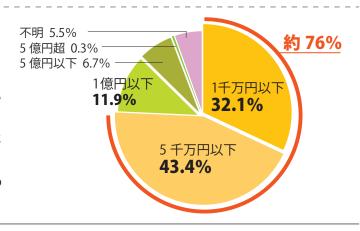
今までは「遺言書を書きたいけれど 公正証書遺言は少しハードルが高い な。」と考えられていた方も、この制 度の下で、ご自身の想いをしっかりと つなげることができるかと思います。 そんな方々の、想いをつなげるお手伝 いを行政書士はさせていただくことが できます。 (行政書士 半田直子)

データが語る相続争い

<2017年度司法統計より>

家庭裁判所が扱った遺産分割事件の内訳は、もめている 遺産の額が、5000 万円以下の割合が 7 割を超えていま すし、1000 万円以下が 3 割を超えています。約 3 件に 1 件は 1000 万円以下でもめていることになります。

特に分割が難しい土地・建物の不動産が 5 割強を占めています。



ご相談はお気軽に、お近くの行政書士事務所へご連絡ください。

流山市南流山 行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ としはる 行政書士 飯田 利治

〒270-0163 流山市南流山 1-19-7 グランド・ルーシス 207

電話:050-3748-0163 FAX:04-7168-0245

松戸市大谷口 行政書士半田事務所

はんだ なおこ 行政書士 半田 直子

〒270-0005 松戸市大谷口 265-1-409

電話:047-705-9088 FAX:047-705-9088

松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たか た てつ ろう 行政書士 **髙田 哲朗**

〒271-0051 松戸市馬橋 2422-1 ジュンパレス 305

電話:050-3743-5844 FAX:050-3457-7090

認知症対策として家族信託を考える。

今、話題の家族信託、これからのために基本的な仕組を理解しておきましょう。



クイズをひとつ。

資産を家族に相続させる旨の遺言書 を作成した A さんですが、認知症に なってしまいました。さて、A さんの 資産は家族が処分や運用または活用で きるでしょうか。

答えは、家族が A さんの資産を勝 手に処分や運用または活用することは できません。遺言は、遺言者の死亡時 にしか効力を生じません。もちろん、 A さんも意思判断能力の喪失により資 産の処分・運用・活用はできません。

そんなリスクを回避するために、最 近話題になっているのが「家族信託」 です。

2007 年 9 月に信託法が改正され、 信託銀行・信託会社しか認められてい なかった信託(商事信託)を一般の方 でも活用できるようになりました(民 亊信託)。信頼できる家族間で行う信 託のことを民亊信託の中で「家族信託」 と言います。

資産を持つ人(委託者)が、自分の 老後の生活や介護などに必要な資金、 不動産の管理や、自社株の議決権の行 使などを、信頼できる家族(受託者) に託し、本人(受益者)のために管理 や処分を任せる仕組みです。

家族信託を利用することで、徐々に

意思判断能力が低下してきても、日常 生活費の送金、自宅の管理や修繕、高 齢者施設へ入所後の処分などの行為も 信託契約で決めた目的に従い、受託者 の判断で委託者の資産を自由に処分、 活用することができます。

今後のことを考えたら、認知症の心 配もしておく必要がある。そんな方は 家族信託についても考えておくことを おすすめします。

(行政書士 髙田哲朗)



相続対策に保険の活用。

そんな話をよく耳にします。 どんなメリットがあるのか、 ご存知ですか。





生命保険とは、保険会社が人の生死 に関して申込時に決められた内容で保 険金を受取人に支払うものです。この 仕組みが相続に活用できます。また、 相続対策で活用できる生命保険には 様々な種類がありますが、途中で保障 がきれてしまってはいけないので、保 障期間が一生涯にわたる終身保険を主 に使うことになります。

では、終身の生命保険を相続で活用 するとはどのようなことなのでしょう

ここでは、主な3つのメリットをご 説明します。

相続に役立つ保険の知識。

一つ目は、保険はお金を渡す相手(受 取人)を指定できます。「お金に宛名 がつけられる。」ということです。現 金のままですと、万一時は、相続財産 として扱われますが、現金を保険金に 変えることにより、受取人固有の財産 になるので、原則、相続財産には当た らず、遺留分減殺請求の対象にもなり ません。(相続税の計算対象、保険金 により著しく他の相続人と不公平が生 じる場合は特別受益になり、相続財産 へのもち戻しあり)

二つ目は、相続税の生命保険の非課 税枠(500 万円 × 法定相続人の数) があります。相続税の基礎控除額 (3,000 万円+600 万円 × 法定相続 人の数)とは別枠です。

相続税がいくらかかるかは、各ご家庭 での計算が必要になりますが、相続税 がかかる場合には、税の圧縮効果があ ります。

三つ目は、保険金は、遺産分割協議 が不要ですので、現金化のスピードが 速いことです。

現金一括納付となっている相続税の納 税資金準備として、また、他の相続人 へ現金を渡す遺産分割方法(代償分割) にも活用することもできます。

相続に有効な保険とは、主に終身の 生命保険であるとご理解いただけまし たでしょうか。但し、その保険商品も 各保険会社から数多く出ていますの で、焦らず、慎重に選ぶことをお勧め します。

(行政書士・ファイナンシャルプラン ナー 飯田利治)

